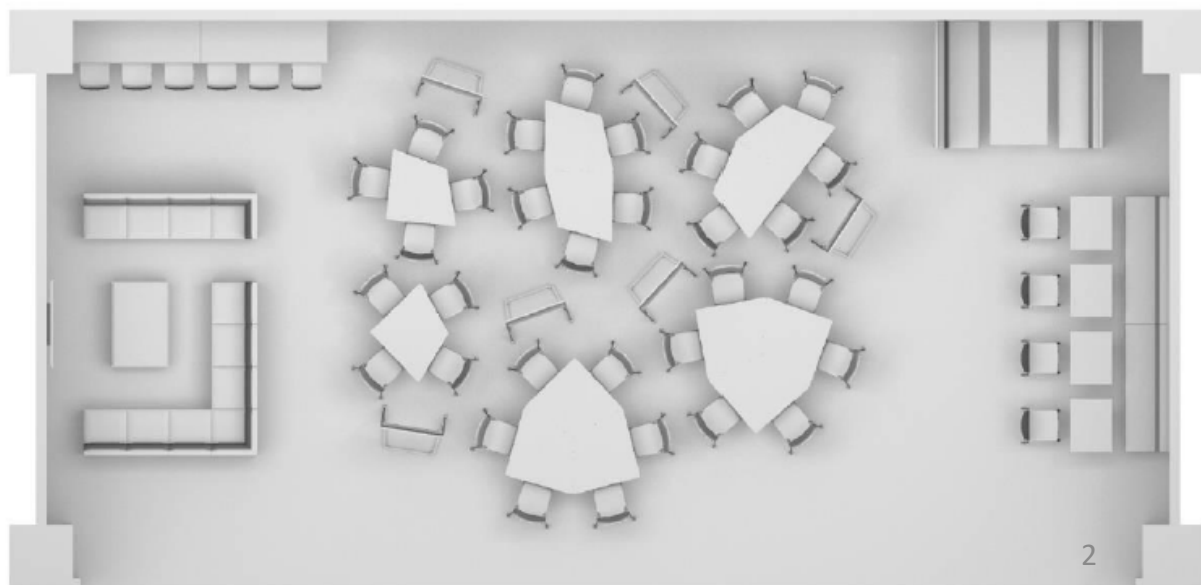


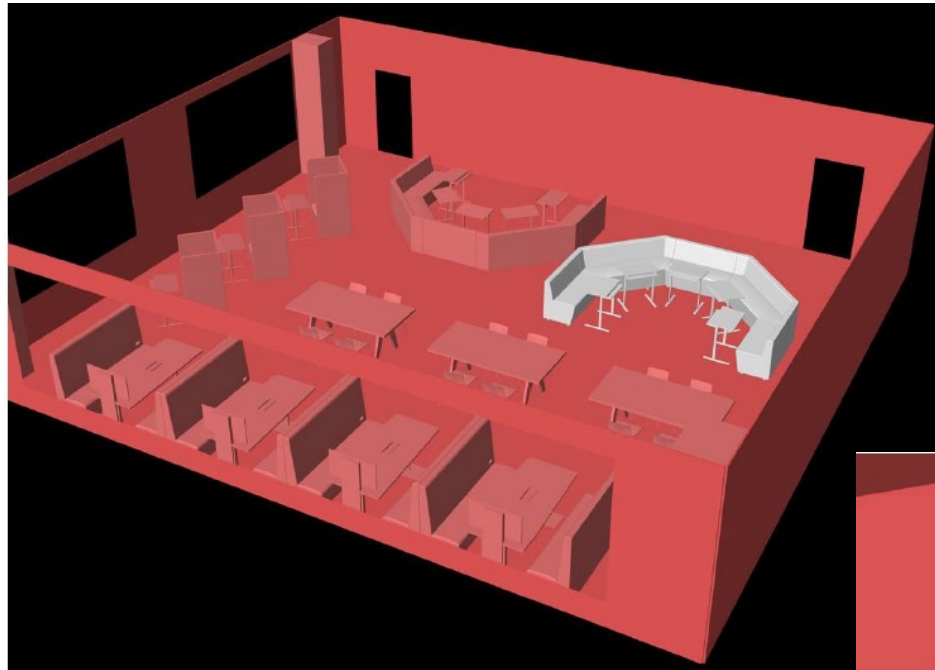
「内装の意匠」は「空間デザイン」を保護

20211012
京橋知財事務所
梅澤修

【意登1673698号】「共創空間の内装」オカムラ

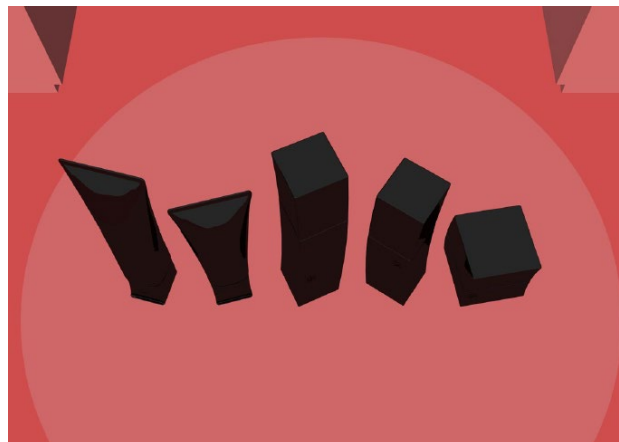
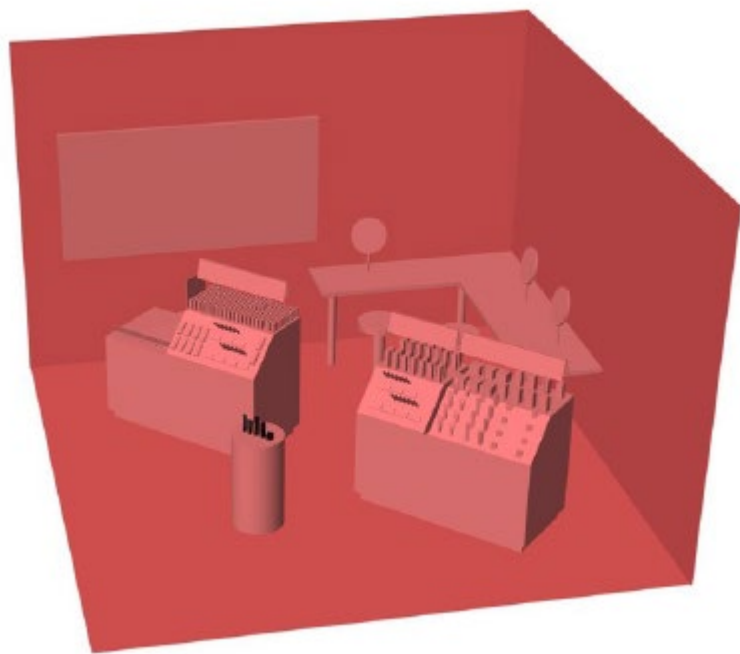


【意登1683755号】「オフィスの執務室の内装」内田洋行



「内装の意匠」の登録例 ③部分として「化粧品」の配置も登録した事例
<内装の意匠は、複数の物品の配置も保護できる。>

【意登1684868号】「化粧品店の内装」ポーラ



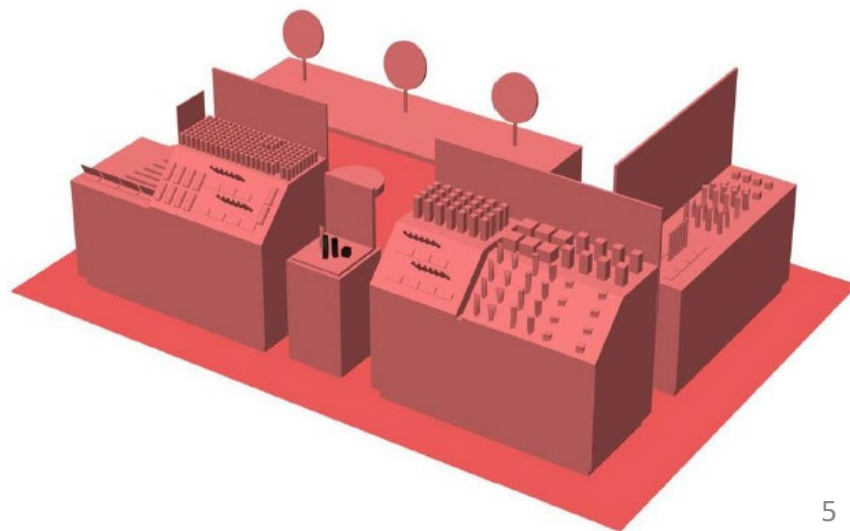
【意登1684868号】（本意匠）



【意登1684907号】（関連意匠）



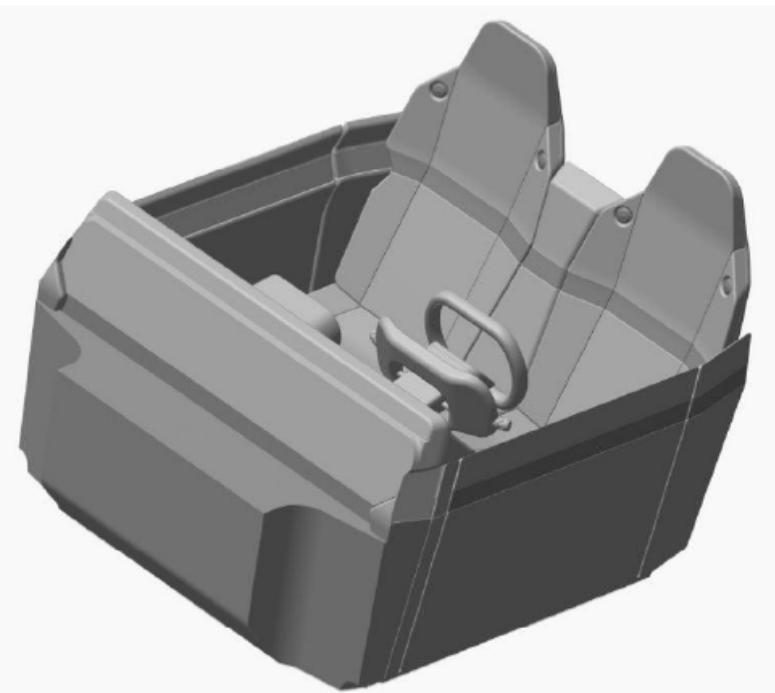
【意登1687753号】



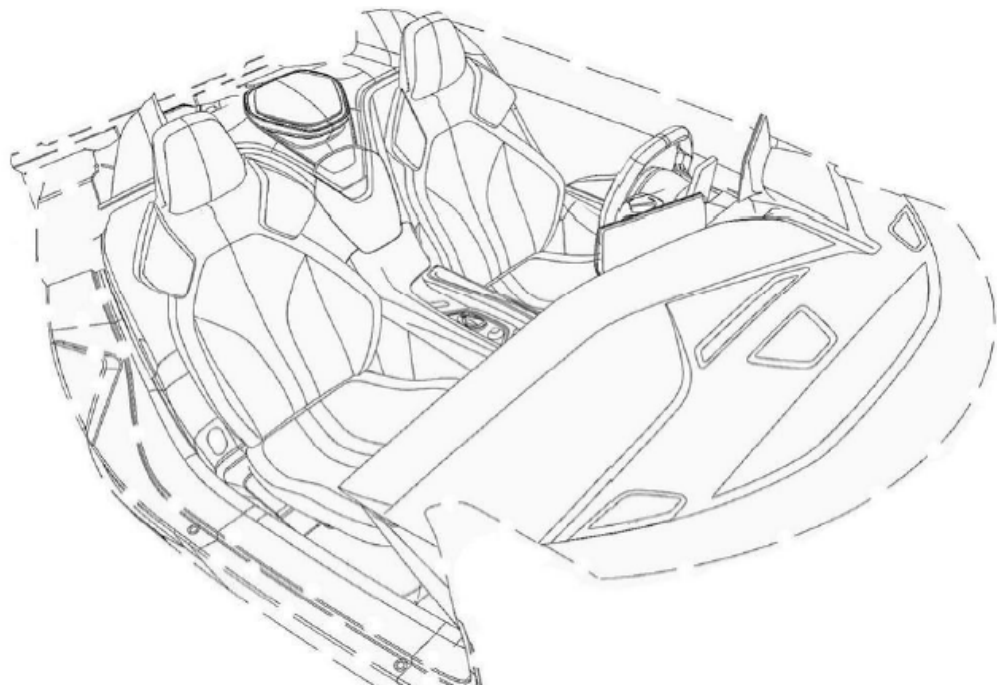
「自動車用内装」の登録例

- 「各種の車両や旅客機、客船の内装」も「内装の意匠」として登録可能である。
- 下記の右側【意登1649600号】は、改正前の出願であり、「内装の意匠」ではなく「物品の意匠」（複数の物品は含まない）である。
- 下記左側【意登1687599号】は、「内装の意匠」とも解される。

【意登1687599号】
「自動車用内装」AZAPA
(出願日2020.9.18)



【意登1649600号】
「車両用内装」ピンファリーナ
(優先日2019.3.1：改正前)



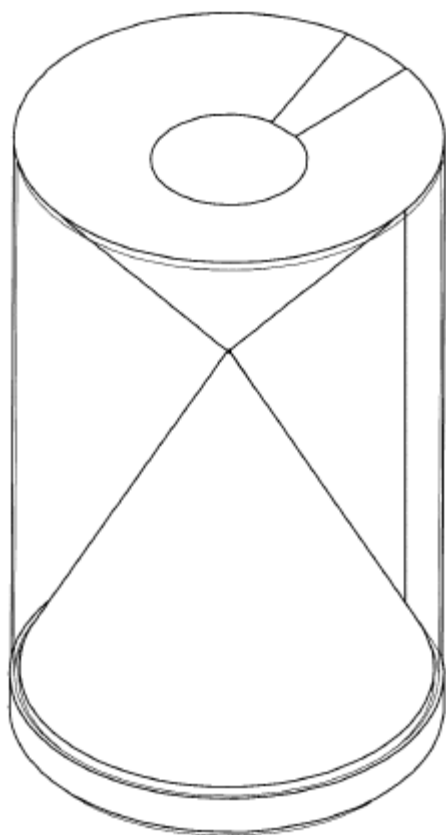
○照明器具等

「照明器具に表れる模様又は色彩」は意匠として保護される。

(Ⅲ部1章3頁 平成31年4月改訂)

【意登1677002号】「電気スタンド」パナソニックIP

【使用状態を示す参考図】



○照明効果・演出の保護

○建築物として保護

照明器具によって「生じる模様又は色彩」

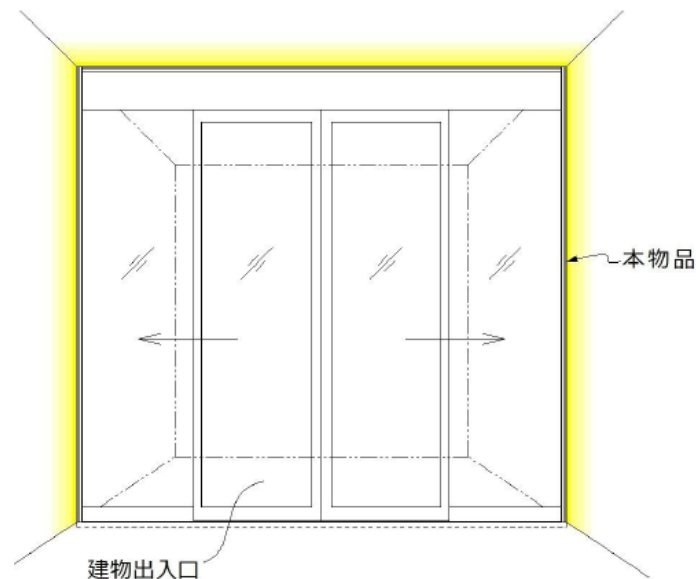
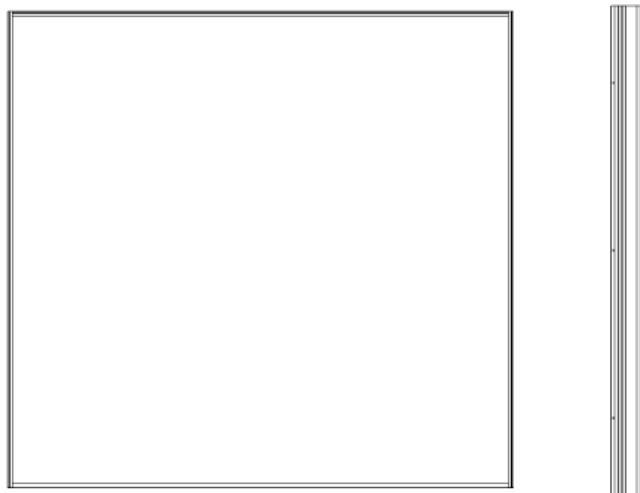
「画像表示器に表示された画像・・・プロジェクター等によって内外壁や天井等に投影された画像」(IV部2章建築物の意匠 5頁)

○内装の意匠として保護

照明器具により「表れる模様又は色彩」(IV部4章内装の意匠 11頁)

「画像表示器等に表示された画像や、プロジェクターによって投影された画像」
(IV部4章内装の意匠 4頁)

【意登1642492号】「建物開口部用照明器具」不二サッシ



○「内装の意匠は、家具や什器（じゅうき）などの複数の構成物品等から構成されるもので、一意匠一出願（意匠法第7条）の例外である。

各構成物品等の組合せ方や配置を含めた内装全体としての美感を保護の対象とするべく、内装を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠が内装全体として統一的な美感を起こさせるときに限り、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができるとしている。」（1頁）

○「内装の意匠の構成物品等の多くは、任意に動かすことができるものである。例えば、机と椅子が配された「オフィス用会議室の内装」において、会議形式等に応じて、机と椅子の配置を変えることは一般的に行われている。しかしながら、意匠法第8条の2は、内装の意匠を構成する各々の物品等の配置も含めた美感を保護するものである。」（同上4頁）

○「内装の意匠の対象となる施設は、「店舗、事務所その他の施設」である（意匠法第8条の2）。」

「その内部において人が一定時間を過ごすためのものである場合」は、「店舗、事務所、その他の施設」に該当するものと判断する。また、上記要件を満たす場合は動産を含む。例えば、組立式の簡易店舗や事務所、各種の車両や旅客機、客船の内装などが該当する。（同上10頁）

— 「光の空間」も保護—

新たな意匠登録が期待されます。